

射水市告示第 2 8 5 号

法人市民税の申告等の期限の指定について

射水市市税条例（平成 1 7 年射水市条例第 7 8 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、法人市民税の申告等の期限の延長について（令和 7 年射水市告示第 2 号）において別途告示で定める期限のうち、次の指定地域に主たる事務所又は事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 3 0 日までの間に到来するものについては、令和 7 年 1 0 月 3 1 日とする。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

射水市長 夏 野 元 志



指定地域	
都道府県名	地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町